

地方独立行政法人北九州市立病院機構 第2期中期計画

前文

地方独立行政法人北九州市立病院機構第2期中期目標で指示されたとおり、国が示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえるとともに、地方独立行政法人の特長である迅速性、柔軟性及び効率性を最大限に発揮し、中期目標の実現に向けて職員一丸となって取り組むため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定に基づき、以下のとおり第2期中期計画を定める。

なお、本計画は総務省が定める「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が求める公立病院経営強化プランを兼ねるものとする。

第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 政策医療の着実な実施

ア 政策医療として、次に掲げる感染症医療、周産期医療、小児救急を含む救急医療及び災害時における医療を提供する。

イ 政策医療の提供については、市民の命と健康を守る市立病院として着実に実施するとともに、可能な限り効率的かつ効果的な運営に努める。

ウ 政策医療の実施に当たっては、北九州市域の医療需要に十分適合させることとし、医療需要の変化等により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、政策医療のあり方について、北九州市（以下「市」という。）が適切に判断できるよう努める。

(1) 感染症医療

北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）において、市内で唯一の第二種感染症指定医療機関として、二類感染症患者に適切な医療を提供する。また、医療センター及び北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）において、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の新興感染症及び再興感染症の受入れに関して中核的な役割を担う。

○医療センターにおいて、二類感染症が発生した場合は、福岡県（以下「県」という。）や市、北九州市医師会と密接な連携を図りながら、患者の収容・治療に迅速に対応する。また、二類感染症患者の長期入院等に備えた体制を確保するとともに、二類感染症に対応できる専門的な知識と技術を有する職員の育成に努める。

○両病院において、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の新興感染症及び再興感染

症の感染症拡大時には、県や市、北九州市医師会との密接な連携の下、迅速に受入体制を構築し、市立病院として市内医療機関の中核的な役割を果たす。

(2) 周産期医療

医療センターにおいて、周産期母子医療センターとして、高度で専門的な医療を提供する。

- 胎児要因や母体要因による母体搬送の受入れ、緊急分娩や異常分娩への小児科医の立会い、新生児外科疾患の手術等の診療を24時間体制で行う等、ハイリスク妊娠やハイリスク新生児の診断・加療について市とその近郊において中心的な役割を担う。
- 医療センターにおける周産期医療のあり方については、市内における分娩件数や産科医療機関の減少、人口動態の将来的な全体像等を踏まえた上で、関係医療機関や市と十分に連携を図りながら検討を行う。

<関連指標>

| 項目 | 医療センター（令和4年度実績） |
|-------------|-----------------|
| 母体搬送件数 | 59件 |
| NICU受入患者数 | 2,420件 |
| NCPR講習会開催回数 | 9回 |

※ 母体搬送やNICU受入れは、市内4箇所の周産期医療機関の役割分担によって行われている。

(3) 小児救急を含む救急医療

八幡病院において、救命救急センター及び小児救急センターとしての役割を果たす。

- 北九州医療圏における救急医療体制の中核施設として、救急外来の充実等により、24時間365日救急患者を断らず受け入れ、適切な医療を提供する。
- 特に小児医療については、小児科外来の充実、小児集中治療室（PICU）の活用等により、初療から集中治療を要する場合まで24時間365日対応できる環境を充実させ、適切な医療を提供する。
- 救急患者に対する適切な医療を提供するため、救急科及び関連診療科の医師確保に努めるとともに、初期研修医及び救急科専攻医・小児科専攻医の基幹研修施設等として、人材育成を通じて救急受入体制の強化に取り組む。

<関連指標及び目標>

| 項目 | 八幡病院 | |
|-----------------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 救急車応需率 | 70.1% | 95.0% |
| 救急受入件数 | 4,334件 | — |
| 救急患者手術件数 | 348件 | — |
| 小児救急ウォークイン患者数 | 23,223人 | — |
| 救急医療に係る研修受け入れ人数 | 61人 | — |

※ 救急車応需率＝救急車受入数÷救急要請数。

※ 小児救急ウォークイン患者数は、救急車を利用せずに時間外に受診した患者数

(4) 災害時における医療

- ア 八幡病院において、北九州市地域防災計画や北九州市医師会医療救護計画に基づき、市及び北

九州市医師会の指示の下、施設面や設備面の機能をいかし、市内の災害拠点病院の統括病院としての役割を果たす。

- 災害発生時には院内に災害医療・作戦指令センター（DMOC）を設置し、関係機関と連携して医療支援を行う。
- 災害医療研修センター（DMEC）において、災害時に迅速かつ効果的な医療救護活動ができる人材を育成する。
- 災害医療コーディネーターが派遣される施設として、北九州地域の災害医療に対応する。
- 県内最大規模の屋上ヘリポートをいかし、広域から傷病等患者の受入れを行うとともに、海上保安庁と連携し水難事故に対応する。
- 隣接する八幡薬剤師会と連携し、災害時に迅速かつ十分な薬品供給体制を構築する。

イ 医療センター及び八幡病院において、災害拠点病院としての役割を果たす。

- 災害拠点病院として、災害発生時には24時間体制で災害疾病者の受入れ及び搬出、被災病院、避難所・救護所等への支援を行うとともに、被災地に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う。

< 関連指標 >

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|---------------|--------|--------|-------|--------|
| 日本DMAT登録隊員数 | 医師 | 2人 | 医師 | 5人 |
| | 看護師 | 3人 | 看護師 | 3人 |
| | 業務調整員 | 2人 | 業務調整員 | 4人 |
| 福岡県DMAT登録隊員数 | 医師 | 2人 | 医師 | 1人 |
| | 看護師 | 6人 | 看護師 | 2人 |
| | 業務調整員 | 8人 | 業務調整員 | 2人 |
| DMAT等派遣回数（人数） | 令和2年度 | 1回（3人） | 令和2年度 | 1回（4人） |

ウ 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策を準備する。

- 医療センターにおいては、国の基準に基づいて非常用電源や備蓄資材（食糧、飲料水、医薬品等）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）に基づいた訓練等を実施し、災害時には、病院機能を維持した上で、全ての患者に医療を提供できるよう努める。

ただし、災害拠点病院としての機能を果たすためには、免震構造、ライフライン機能の維持、災害活動スペース等を備えることが望ましいが、現病院の施設及び設備では十分でないことから、施設の老朽化対策と併せて、建て替えを含め将来的な施設や設備のあり方について検討していく。

- 八幡病院においては、国の基準に基づいて非常用電源や備蓄資材（食糧、飲料水、医薬品等）を確保し、災害時においても病院機能を維持するとともに、全ての患者に医療を提供できるよう、業務継続計画（BCP）に基づいた訓練等を実施し、適切に運用する。

2 医療センター及び八幡病院の特色をいかした医療の充実

政策医療に加え、次に掲げる医療センター及び八幡病院の特色をいかした高度で専門的な医療を提供する。

(1) 医療センター

ア がん医療について、地域がん診療連携拠点病院として、集学的治療及び標準的治療等の提供体制の充実を図るとともに、高度で専門的な医療を提供する。

また、がんゲノム中核拠点病院との情報共有・連携体制の構築に努め、がんゲノム医療連携拠点病院としてがん医療の充実を図る。

- ロボット支援下手術による低侵襲外科手術を実施するため、手術支援ロボットを駆使して最先端の医療を提供する。
- 定位放射線治療、強度変調放射線治療等の高度な放射線治療を提供するため、リニアックの積極的な活用を行う。

<関連指標>

| 項目 | 医療センター（令和4年度実績） |
|---------|-----------------|
| がん患者数 | 5, 255人 |
| 化学療法件数 | 17, 107件 |
| 放射線治療件数 | 10, 650件 |

イ 全人的な対応が求められるがん診療について、関連部署を統括するがんセンターの機能の強化を図り、がん患者や家族の支援機能を充実させる。

○患者や家族の精神的なケアや生活面での不安、悩みに対応していくため、がん看護専門看護師及びがん分野の認定看護師の配置によりがん看護外来を充実させるほか、抗がん剤治療に関する専門知識と経験のある認定薬剤師を配置した薬剤師外来の活用により安全で効果的ながん薬物療法に取り組む。

また、多職種による支援を行う緩和ケアセンターについて、がん患者や家族へ寄り添った支援の強化に取り組む等、適切な緩和ケアの提供に努める。

- 医療センターの患者や家族だけでなく、他院の患者や家族の不安、悩み等の相談に応えるため、がん相談支援センターの周知に取り組むとともに体制強化に努める。

ウ がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努める。

○がん医療における医療機関の役割分担を尊重しながら連携を推進していくため、医療従事者の資質向上に向けた情報提供、研修の開催等、地域全体のレベルアップの貢献に努める。

○インターネットでカルテの閲覧やCT・MRIの予約ができる連携ネット北九州の活用を促進する。

○福岡県がん地域連携クリティカルパスの使用拡大と普及に努める。

<関連指標>

| 項目 | 医療センター（令和4年度実績） |
|-----------------|-----------------|
| 連携ネット北九州新規登録患者数 | 1, 047件 |

エ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供する。

○救急医療提供体制を充実するため、救急隊との連携を更に強化していく。救急救命士への実地研修等を定期的で開催し、相互の情報交換と顔の見える関係を構築する。

○進展する高齢化に伴う、生活習慣病を含めた疾病構造の複雑化に対応するため、糖尿病、脳卒

中、循環器疾患、代謝疾患等に対応する、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師等によるチーム医療の体制強化と新たなチーム編成に取り組む。

- 膠原病や甲状腺疾患といった地域医療提供体制の中で十分な対応が難しい医療の提供に努める。
- 肩・肘関節疾患やスポーツ障害への対応のほか、低侵襲で早期退院が可能な脊椎内視鏡手術等の脊椎手術を実施する。
- 児童福祉法に基づく助産施設としての役割を担う。
- 市立病院として、市民の命と健康を守るセーフティネットの役割を果たすよう努める。

< 関連指標 >

| 項目 | 医療センター（令和4年度実績） |
|---------------|-----------------|
| 救急救命士への研修開催回数 | 3回 |

オ 診療科や病床数については、地域医療構想や地域における同病院の果たすべき役割・機能を踏まえた上で、経営状況等も勘案しつつ持続可能で安定した医療を適切に提供するため、適正化に向けて見直しを含めた検討を行う。

(2) 八幡病院

ア 小児医療について、小児救急・小児総合医療センターを中心に、診療機能の充実を図る。

- 専門性の高い小児科医の確保、小児集中治療室（P I C U）・無菌室の活用等により、救急・集中治療、児童虐待とその家族、血液・腫瘍性疾患、神経疾患・てんかん、医療的ケア児、小児アレルギー及び小児感染症に係る専門医療の充実と在宅支援に取り組む。
- 小児科専門医の基幹研修施設として、人材育成を通じて、診療機能の強化に取り組む。

< 関連指標 >

| 項目 | 八幡病院（令和4年度実績） |
|------------|---------------|
| 小児科患者数（外来） | 46,142人 |
| 小児科患者数（入院） | 20,920人 |

イ 小児医療に関する障害者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組む。

- 障害を持つ小児患者等を一時的に預かる県及び市が実施主体の小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業に参加する等支援の充実に取り組む。
- また、障害者やその家族が安心して生活が送れるよう医療面での支援を行う。

ウ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供する。

- 消化器・肝臓病センターを内科、外科、放射線科等の医師、薬剤師、看護師等で横断的に組織化し、生活習慣や食生活の変化に伴い急増する消化器・肝臓病疾患に対して最新・総合的な医療を提供する。
- 循環器疾患に対応する循環器内科が充実してきていることに加え、新たに心臓血管外科を設置すること等により、救命救急センター機能の更なる充実を図る。
- 心不全センターを内科、循環器内科、形成外科等の医師、リハビリテーションスタッフ、薬剤師、看護師等で横断的に組織化し、高齢化等に伴い急増する心不全患者に専門的な医療を提供するとともに、かかりつけ医療機関・介護施設・在宅との間を取り持つ役割を担うことで、地域

全体で心不全患者を支援する体制を構築する。

- アメリカでも注目され、実践されている Acute Care Surgery（外傷急性期外科）の北九州市域の中心となるべく、血管造影装置とCTを備えたハイブリッド手術室の機能を駆使して、最先端の医療を提供する。

更に、外傷・形態修復・治療センターを市に2名しかいない外傷専門医を中心に外科、形成外科、整形外科等の医師、リハビリスタッフ、看護師等で横断的に組織化し、外傷やその他の形態異常に対し機能的・整容的な再建を行うことで、患者のQOL（生活の質）の回復を目指す。

- 市立病院として、市民の命と健康を守るセーフティネットの役割を果たすよう努める。

エ 診療科や病床数については、地域医療構想や地域における同病院の果たすべき役割・機能を踏まえた上で、経営状況等も勘案しつつ持続可能で安定した医療を適切に提供するため、適正化に向けて見直しを含めた検討を行う。

3 医療の質の確保

(1) 人材の確保・育成

ア 医療従事者の養成機関との連携を図るとともに、柔軟で多様な職員採用により、医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めるとともに、医療スタッフが長く働き続けることができる職場環境の整備に努める。

- 医師については、大学等関係機関との連携強化や教育研修を充実させ、医師の負担軽減に向けて医師事務作業補助者を配置する等、医師が働きやすい環境づくりを行う。また、女性医師が安心して就業の継続や復職ができる環境の整備を行う。

- 看護師については、計画的に安定した優秀な人材を確保するため、看護学校の学生に対する充実した教育、実習の提供等により、卒業生の入職率を高める。また、看護師が看護業務に専念できる環境を整備するため、看護補助者の確保に努めるとともに、看護師の事務作業をサポートする職の配置、チーム医療の推進等に取り組む。

さらに、認定看護師等の資格取得に際して、十分にバックアップするとともに、その専門性が発揮できるような勤務体制を構築する。

- 医療技術職については、柔軟な採用制度の下、経験者を含めた多様な職種の人材確保に努める。また、資格取得等の奨励・支援を行い、学会発表等の参加機会を確保できるよう配慮する。

- 事務職員については、プロパー化を進めるとともに、医療マネジメントができる事務職員を育成するため、院内教育の充実を図り、資格取得の支援に加え、セミナー、学会発表等の学習機会を提供する。

また、事務職員の総合力を強化するため、定期的な部署間の異動等、計画的な育成に取り組む。

< 関連指標及び目標 >

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|---------|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 看護実習受入数 | 346人 | 346人 | 175人 | 175人 |

イ 特に、医師の確保に当たっては、大学医局との連携強化及び臨床研修の充実に努める。

- 大学医局等からの医師確保、病院運営への協力等に向けて、関係大学との連携強化の仕組みづ

くりに取り組むとともに、病院機能の特性をいかした臨床研修の充実に努める。

< 関連指標 >

| 項目 | 医療センター | 八幡病院 |
|-----------|---------|---------|
| | 令和4年度実績 | 令和4年度実績 |
| 専門医資格取得件数 | 214件 | 112件 |
| 指導医資格取得件数 | 124件 | 52件 |
| 初期臨床研修医 | 7人 | 8人 |
| 専攻医 | 15人 | 9人 |

ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、各専門分野における医療スタッフの資格取得を評価するとともに、資格取得を支援する制度の充実に努める。また、先進的な事例や取組を習得できる教育研修制度を充実させる。

- 看護師の教育体制として、令和4年から開始したクリニカルラダーを基に各習熟度レベルに応じた研修プログラムの充実を図り、専任の教育担当者を配置することにより、研修体系の一元管理や計画的な人材育成の推進と知識・技術の向上に取り組む。
- 医療センターにおいては、特にがん看護に特化した専門看護師等の育成と、高い臨床推論力と病態判断力を持って急性期医療、地域医療に貢献できる特定行為研修を修了した看護師の育成に取り組む。
- 八幡病院においては、救急医療・小児医療・災害医療に活躍・貢献できる看護師を育成するために特定行為研修を修了した看護師や認定看護師の育成に取り組み、チーム医療の推進を図る。今後の高齢化の進展を見据え慢性呼吸器疾患看護及び皮膚・排泄ケアの認定看護師資格の取得を目指すとともに、認知症看護及び感染管理の認定看護師資格取得者の増員に取り組む。

< 関連指標 >

| 項目 | 医療センター | 八幡病院 |
|-------|---------|---------|
| | 令和4年度実績 | 令和4年度実績 |
| 専門看護師 | 1人 | 1人 |
| 認定看護師 | 22人 | 17人 |

エ 若手医師を確保するため、大学等関係機関とのより一層の連携を図るとともに、教育研修や指導医を充実させる等、環境整備について取り組む。

- 大学等関係機関との連携強化を図るとともに、病院機能の特性をいかした魅力ある臨床研修プログラムや専門研修プログラムの充実、指導体制の整備により、病院の将来を担う医師の育成に努める。

(2) 医師の働き方改革への対応

医師の時間外労働の上限規制を踏まえ、両病院において作成した医師労働時間短縮計画に沿って、タスクシフト及びタスクシェアの推進、適切な労務管理の実施等により、時間外労働の縮減や医師の負担軽減を行うとともに、追加的健康確保措置等の実施により、働きやすい職場環境の整備に取り組む。

- 医療センターにおいては、医師の時間外労働時間について、年960時間以下（A水準）を維持

するため、引き続き、出退勤時間の明確化、医師の自己研鑽ルールの周知徹底等により、適切に労務管理を行う。また、医師事務作業補助者の配置、特定行為研修・告示研修を修了した医療スタッフの増員等により、医師の負担軽減を行う。

- 八幡病院においては、救命救急センターの中核を担う内科、外科の医師については、時間外労働時間が年960時間を超える可能性があることから、地域医療体制確保暫定特例水準（B水準）の指定を取得するとともに、出退勤時間の明確化や医師の自己研鑽ルールの周知徹底を図る。また、医師事務作業補助者の増員や医師以外の他職種とのタスクシフトを進め、特例水準以外の医師も含めて、医師の時間外労働の縮減や負担軽減を行う。

(3) 医療の質の確保・向上

ア 医療の多様化・複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を越えて連携できるチーム医療の推進に取り組む。

<関連指標>

| 項目 | 医療センター | 八幡病院 |
|-----------|--|---|
| | 令和4年度実績 | 令和4年度実績 |
| 医療チーム編成状況 | 緩和ケア 認知症ケア 感染防止対策 栄養サポート 医療安全管理 呼吸ケアサポート 褥瘡（じょくそう）管理 抗菌薬適正使用 リンパ浮腫 肥満症診療 院内迅速対応 報告書確認対策 | 認知症ケア 感染防止対策 栄養サポート 医療安全管理 呼吸ケアサポート 褥瘡（じょくそう）管理 排尿ケア 抗菌薬適正使用 養育支援 早期離床・リハビリテーション 院内迅速対応 |

イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組む。

<関連指標及び目標>

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|------------|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| クリニカルパス適用率 | 43.8% | 55.0% | 45.6% | 65.0% |

※ クリニカルパス適用率＝クリニカルパス適用入院患者数÷新入院患者数

ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の経営状況を踏まえつつ、高度な医療機器の整備、更新等を計画的に進める。

- 医療センターにおいては、手術支援ロボットを活用した患者への低侵襲な手術の推進やリニアックを活用した患者への負担が少ない放射線治療を推進する。

○八幡病院においては、ハイブリッド手術室の機能を駆使して、外傷を含めた最先端の医療を提供するとともに、小児集中治療室（P I C U）・無菌室を活用し、小児重症患者の診療を実施する。

エ その他、医療の質の確保及び向上に向けて、病院機能評価等の第三者機関による評価制度を積極的に活用するとともに、クリニカルインディケーター（臨床評価指標）等の分析・評価の活用に取り組む。

(4) 医療安全の徹底

安全で安心な医療を提供するため、医療事故、院内感染等医療の安全を脅かす事象に関する情報収集や分析を行い、適切な予防策を講じる。

○市保健所と連携して地域感染対策を実践するため、地域医療機関での院内感染発生時の対応支援や地域医療従事者への教育・研修等を行う。

○院内ラウンドや医療安全研修会等を実施し、医療事故、院内感染等医療の安全を脅かす事象の予防に取り組む。

○インシデント・アクシデントレポートを適切に分析し、再発防止に努める。

○国内外における感染情報の収集に努める。

< 関連指標及び目標 >

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|-----------------------|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 医療安全研修会等実施回数 | 48回 | — | 49回 | — |
| インシデント・アクシデントレポート提出回数 | 1,400回 | 2,000回 | 1,354回 | 1,560回 |

(5) 医療に関する調査・研究

先進的かつ最適な医療の提供のために、臨床研究推進センターを中心に治験等（企業治験、医師主導治験、特定臨床研究、倫理指針準拠臨床研究、製造販売後調査、公的調査研究等）を適正に実施できる体制を構築・強化し、積極的に治験等の実施に取り組む。

< 関連指標 >

| 項目 | 医療センター | 八幡病院 |
|---------|---------|---------|
| | 令和4年度実績 | 令和4年度実績 |
| 治験等実施件数 | 183件 | 50件 |

※ 治験等実施件数には臨床研究実施件数及び公的調査研究件数を含む。

4 市民・地域医療機関からの信頼の確保

(1) 患者サービスの向上

① 患者目線での病院運営の徹底

ア 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指す。

また、患者中心の医療提供を行うため、接遇研修を計画的に実施する等、患者目線に立ったサービスの提供に努める。

特に、看護については病室やベッドサイドで看護記録等の業務を行うセル看護提供方式[®]、パートナーシップ・ナーシングシステム（PNS）の導入等、可能な限り患者に寄り添う看護の提供に取り組む。

<関連指標>

| 項目 | 医療センター | 八幡病院 |
|-----------|---------|---------|
| | 令和4年度実績 | 令和4年度実績 |
| 接遇研修回数 | 13回 | 7回 |
| 接遇研修参加延人数 | 282人 | 282人 |

イ 患者満足度調査等により患者ニーズを的確に把握し、課題等に対して病院全体で適切な改善策を講じて患者満足度の向上に努める。

また、現在、特に不満の多い受付・診察の待ち時間の短縮に向けて、各病院において以下の取組を進める。

医療センターにおいては、診療予約時間に基づいて中央処置室での採血や採尿の受付時間を設定する等の混雑緩和の取組を進める。

八幡病院においては、各診療科の特徴に応じた予約枠の設定や初診患者が診察に入るまでの流れの見直しに取り組む。

<関連指標及び目標>

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|---------------|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 患者満足度調査結果（入院） | 4.1点 | 4.5点 | 4.3点 | 4.4点 |
| 患者満足度調査結果（外来） | 3.8点 | 4.5点 | 4.1点 | 4.3点 |

※ 病院で入院・外来ごとにアンケートを実施。各項目について5段階で評価

② 快適な院内環境の整備

ア 院内環境の改善により施設面や設備面での快適性の向上に取り組む。また、院内における連携機能、患者支援センターの強化等、入退院支援の機能強化を推進する。

○医療センターにおいては、婦人科及び乳腺・甲状腺外科を中心とした女性専用病棟の充実等に取り組むほか、患者支援センターの機能強化を推進する。

○八幡病院においては、患者や家族がくつろげる中庭、ファミリールーム等の施設・設備を適切に活用し、より一層の快適性と利便性の向上に取り組むほか、患者支援センターの対象患者の拡大に取り組む。

イ 患者や家族の利便性の向上に向けて、マイナンバー登録や会計後払いシステムの利用を促進するほか、様々なDXを推進していく。

また、退院や転院について、患者やその家族の支援機能の強化に取り組むため、メディカルソーシャルワーカー、看護師、事務職員等の人員配置を強化する。

③ 患者や市民への情報提供

ア 診療内容や治療実績等の情報発信に積極的に取り組む。

- ホームページや広報誌を通じて、診療内容や治療実績等を積極的に情報発信するとともに、SNS等のソーシャルメディアを積極的に活用する。

<関連指標>

| 項目 | 医療センター | 八幡病院 |
|---------------|---------|---------|
| | 令和4年度実績 | 令和4年度実績 |
| 広報誌発行回数 | 4回 | 2回 |
| SNS等による情報発信回数 | 46回 | 75回 |

- イ 市民の健康増進に向けた取組を進める。

- 市民公開講座や出前講座等、地域、行政や企業と連携した健康講座を展開する。

<関連指標>

| 項目 | 医療センター | 八幡病院 |
|---------------|---------|---------|
| | 令和4年度実績 | 令和4年度実績 |
| 市民向け健康講座等開催回数 | 1回 | 3回 |

※ 市民向け健康講座等開催回数は、市民向けに実施した公開講座や出前講演等

(2) 地域医療機関等との連携

- ア 地域医療機関のニーズと役割を把握し、地域医療機関に信頼される病院を目指す。

- 地域医療機関への積極的な訪問を行い、ヒアリングの実施により、信頼の確保に努めるとともに、医療連携室の機能強化により、急性期医療を要する患者の地域医療機関からの紹介と慢性・軽症患者の地域医療機関への逆紹介を推進する。

<関連指標及び目標>

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|-------|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 紹介割合 | 85.1% | 95.0% | 78.7% | 85.0% |
| 逆紹介割合 | 47.7% | 50.0% | 94.5% | 100.0% |

※ 紹介割合、逆紹介割合は診療報酬の算出方法に基づき計算

紹介割合 = (紹介患者数 + 救急患者数) ÷ 初診患者数 × 100

逆紹介割合 = 逆紹介患者数 ÷ (初診患者数 + 再診患者数) × 100

- イ 地域医療支援病院として地域の医療機関との連携強化を図り、求められる役割を着実に果たす。

- 地域医療支援病院として、紹介患者に対する医療提供、医療機器の共同利用及び開放病床の活用を通じて地域医療を担うかかりつけ医等に対する支援を行う。

- 大腿骨近位部骨折や脳卒中については、地域医療機関との連携の下に策定した地域連携クリティカルパス（北九州標準モデル）の使用拡大と普及に努める。

また、がんについては、福岡県地域連携クリティカルパスの普及に努める。

- 地域の医療機関を対象に地域連携会を中心とした情報交換体制の充実を図る。

<関連指標及び目標>

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|----|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |

| | | | | |
|----------------|---------|---------|-------|--------|
| 共同利用件数（高額医療機器） | 1, 340件 | 1, 500件 | 698件 | 750件 |
| 共同利用件数（開放病床） | 63件 | 100件 | 19件 | 24件 |
| 地域医療従事者研修実施回数 | 10回 | — | 14回 | — |
| 登録医療機関件数 | 579件 | 600件 | 250件 | 275件 |
| 地域医療連携会議参加人数 | 99人 | 400人 | 0人 | 450人 |
| 紹介率 | 85.1% | 95.0% | 78.7% | 85.0% |
| 逆紹介率 | 88.5% | 100.0% | 94.7% | 110.0% |

※ 紹介率、逆紹介率は地域医療支援病院承認要件の算出方法に基づき計算

紹介率＝紹介患者数÷（初診患者数－救急車搬送初診患者数－時間外初診患者数）×100

逆紹介率＝逆紹介患者数÷（初診患者数－救急車初診搬送患者数－時間外初診患者数）×100

ウ 市立病院が一つの病院事業体として、効率的・効果的な病院運営を行うため、医療センターと八幡病院の機能分化や連携を推進する。

○医療提供機能の相互支援の充実に向けて、各病院の専門分野に関する知識の習得のため、医師を含めた多職種における人事交流を推進する。

○特に、市立病院の専門分野においては、相互に患者の紹介等を優先的に行う。

○高度医療機器の共同利用や、診療・検査等における医療提供機能の相互支援に取り組む。

(3) 地域医療における役割の推進

ア 地域医療構想を踏まえ、各病院の果たすべき役割と機能について把握し、必要とされる医療を提供する。

○福岡県地域医療構想調整会議での議論や地域の医療機関のニーズを踏まえ、医療圏全体として市民が必要とする医療を提供できるよう、機能分化や連携強化について、引き続き周辺医療機関と協議を行う。

○急性期医療を担う地域の基幹病院として、患者の状態の早期安定に向けた質の高い医療を提供する。

イ 地域包括ケアシステムの構築に向け地域の医療機関との連携強化を図り、必要とされる医療を提供する。

○紹介受診重点医療機関及び地域医療支援病院として、紹介や逆紹介を通じた地域の医療機関との連携強化や外来機能の明確化を図り、相互が機能を発揮する地域完結型医療の実現に取り組む。

○急性期病床の効率的な病床運営に努めることで、地域全体での切れ目のない医療提供体制の構築に貢献し、地域の医療水準の向上を推進する。

5 新興・再興感染症の感染拡大時への備え

新興感染症及び再興感染症の感染拡大時には、市立病院として市内医療機関の中核的な役割を果たすため、平時から新興・再興感染症の発生・拡大を想定し、感染症に対応できる職員の育成、両病院間で感染防護具等の備蓄、院内クラスター発生時の対応方針の共有等を行い、感染拡大時に医療提供体制の移行を円滑に行えるよう備える。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 収入増加・確保対策

(1) 病床利用率の向上

政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の経常収支の黒字を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組む。

また、病床利用率の数値目標の達成に向けて、診療科毎に数値目標を設定して全てのスタッフで共有する等目標管理を徹底するとともに、地域医療機関との連携強化や救急患者の積極的な受入れによって患者の確保に努めるほか、適切なベッドコントロールにより経営の効率化を図りつつ、病床利用率の向上に取り組む。

○医療センターにおいては、クリニカルパスの拡充、早期リハビリテーションの実施等によって回転率の向上及び適切なベッドマネジメントに取り組むとともに、ベッドコントロール室の強化を図り、効率的な病床運営を行う。

また、外来予約センターの活用による外来診察の原則予約制を継続する等、地域医療機関との連携強化によって、急性期医療を必要とする患者の受入れと急性期を脱した患者の地域医療機関へのシフトを促進することにより、患者の確保に努める。

○八幡病院においては、地域医療連携室を中心とした営業活動強化や院内の広報担当部署の整備強化により、新規入院患者の獲得に取り組む。

また、救急科医師の増員による救急車受入体制の強化、小児救急・小児総合医療センターにおける専門医療の充実、地域のニーズを踏まえた消化器・肝臓病センターや心不全センターの運営等、市民に求められる医療の提供を通じて、患者の確保に努める。

その上でベッドコントロールの効率化を適切に実施する仕組みづくりを行う。

< 関連指標及び目標 >

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|---------------|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 病床利用率（全体） | 72.3% | 82.9% | 68.1% | 90.0% |
| 〃（感染症及び周産期除く） | 87.8% | 90.5% | — | — |
| 外来患者数（1日あたり） | 1,023人 | 990人 | 450人 | 576人 |
| 入院患者数（1日あたり） | 399人 | 426人 | 212人 | 281人 |
| 手術件数 | 3,674件 | — | 2,037件 | — |
| 平均在院日数 | 11.8日 | 11.5日 | 10.9日 | 10.0日 |

※ 病床利用率は総務省による公立病院決算の算出方法（年延入院患者数÷年延病床数×100）に基づき計算

※ 病床利用率の実績については、医療センター522床、八幡病院312床をベースに算定している。

※ 病床利用率の目標については、医療センター514床、八幡病院312床をベースに、令和5年度決算見込の収支を基に算定しており、今後の病床数や収支の状況によって数値が変動する可能性がある。

(2) 適切な診療報酬の確保

ア 複雑化する診療報酬制度に対応し、診療行為に対する診療報酬を適切に確保するため、専門的知識・経験を有する事務職員をプロパー職員として計画的に採用するとともに、診療情報管理士の資格取得等による事務職員の育成に努める等、医療事務の処理能力の強化に取り組む。

< 関連指標及び目標 >

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|---------|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 市派遣職員比率 | 25.8% | 15.6% | 29.6% | 10.0% |

※ 市派遣職員比率＝市派遣職員数（事務職員）÷正規事務職員数

イ 全職員が診療報酬制度への理解を深めるため、経営状況や診療報酬制度等に関する職員説明会等の実施に取り組むとともに、医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、診療機能の強化につながる施設基準の取得等、効果的な経営戦略を企画・立案するため、法人全体の事務処理体制の強化に取り組む。

また、診療報酬の請求漏れや減点の防止に努めるとともに、未収金の発生防止や新たな未収金回収策の検討等、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取り組む。

特に、医療費徴収に当たっては、納付資力があるにもかかわらず、納付しない滞納者に対して法的措置等を厳正に実施する。

< 関連指標及び目標 >

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|--------|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 医療費徴収率 | 99.7% | 99.7% | 99.6% | 99.7% |
| 査定減比率 | 0.39% | 0.30% | 0.35% | 0.30% |

※ 医療費徴収率＝収入予定額（現年分＋滞納繰越分）÷診療報酬請求額（現年分＋滞納繰越分）

※ 査定減比率＝査定減金額÷診療報酬請求金額

2 経費節減・抑制対策

(1) コスト節減の推進

ア コスト節減に向けて、地方独立行政法人制度の特長をいかした柔軟で多様な契約制度の更なる推進に取り組む。

契約制度については、医療機器等の調達保守一体契約、機器設備や業務委託の複数年契約の推進、医薬品や診療材料調達に係る価格交渉の徹底等に取り組む。

また、コスト節減に向けて、後発医薬品の使用促進に取り組む。

< 関連指標及び目標 >

| 項目 | 医療センター | | 八幡病院 | |
|-----------|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 後発医薬品使用割合 | 92.9% | 90.0% | 90.4% | 90.0% |

※ 後発医薬品使用割合＝後発医薬品の数量÷（後発医薬品がある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量）

イ 法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組む。

コスト削減に向けて、専任職員の配置による調達部門における体制強化等に取り組むとともに、業務委託、物品調達等については、内容を精査し、両病院に最適な契約等を検討する。

(2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備

ア 医療機器等については、モニタリングによる稼働状況の把握等により、費用対効果等を勘案し

て稼働率の向上に努める。

○各病院の臨床工学課において、臨床工学技士等を中心に機器の中央管理を行う等、医療機器等の計画的かつ効率的な運用を行う。

イ 医療機器をはじめとする高額な機器設備、情報システム等の新規導入や更新に当たっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組む。

○中期目標期間中の経常収支の黒字を前提とした中長期的な購入計画を作成し、高額な医療機器等の計画的な導入・更新を実施する。

○電子カルテの共通化をはじめ、両病院で採用する医療機器等の規格の統一により、医療の質や患者サービスの向上及びコスト削減につながる取組を推進する。

3 自立的な業務運営体制の構築

(1) マネジメント体制の確立

ア 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした意思決定機関を適切に運用し、主体的かつ機動的な意思決定を行う。

○自立的なマネジメント体制の確立に向けて、理事長等の役員で構成する理事会のほか、法人本部と両病院の幹部職員で構成する経営本部会議等を定期的に開催する。

○法人本部と各病院の権限と責任を明確にし、組織目標及び部門別目標の設定による目標管理を徹底する。

○病院経営を担う法人本部・事務局組織の体制強化に向けて、経営企画部門の機能強化、病院経営戦略に精通した民間人材の登用や先進的な病院の経営事例導入の検討、ジョブローテーション等による幹部人材の育成に取り組む。

イ 各病院において、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営に当たることができる組織風土づくりに取り組む。

また、組織風土づくりに当たっては、特に、病院運営に関する医師の意識改革に取り組む。

○病院全体の組織目標、診療科や課単位の部門別目標を明確にし、全ての職員が組織や部門別の目標を踏まえた目標管理ができるよう実効性のある目標管理体制の構築に取り組む。

○病院職員全体の情報共有に向けて、法人全体の事業概要等の作成により、病院運営や経営状況等を全ての職員に周知するとともに、職員による病院運営に関する提言等が法人・病院幹部に伝わるような仕組みづくりに取り組む。

(2) 職員の経営意識の向上

ア 職員の経営感覚を高めるため、病院を取り巻く医療環境の変化や経営状況をリアルタイムで提供し、計画の達成状況の周知に取り組むほか、職員を対象とした外部講師による講演会の開催や外部の研修会への参加促進等により職員の経営意識の向上に努める。

イ 職員自らが業務改善に積極的に取り組めるよう、職員提案制度の充実、アンケート・ヒアリングの実施、職員と病院幹部の交流の促進等により職員の声を聴く取組や、職員の提案を実現させるための仕組みづくりに取り組む。

(3) 法令・行動規範の遵守等

ア 公立病院として、市民の信頼を確保するため医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立する。

法令・行動規範の遵守に当たっては、関係内部規定を整備し適切に運用するとともに、コンプライアンスに関する職場研修を定期的実施する。

ハラスメント防止に当たっては、人事の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を担保できるよう、研修の充実や啓発事業の実施等、ハラスメントの未然防止に向けて取り組むとともに、現在設置している内部相談窓口や外部弁護士による相談窓口の積極的な周知に取り組み、引き続き職員が相談しやすい環境づくりに努めるほか、ハラスメント事案に対して厳正に対処する。

また、診療情報に関する個人情報については、保護とセキュリティの確保等に努める。

イ ガバナンス強化の観点から、役員及び職員の不正防止に向けて地方独立行政法人法に基づく、内部統制の仕組みを整備するとともに、市立病院にふさわしい行動規範・倫理を遵守するための制度を確立する。

4 職場環境の充実

ア 働き方改革の観点から、病院の実態に即して、職員が働きやすく、長く働き続けることができる職場環境づくりに努める。

○地方独立行政法人制度の特長をいかした法人固有の人事給与制度の構築に向けて、病院経営に対する貢献度合を評価したインセンティブ制度の充実を図るとともに、人事評価制度のあり方や、看護職の変則2交代等の柔軟な勤務形態の導入等について検討するほか、院内保育所の更なる活用等、子育てや介護が必要な職員が働きやすい職場環境づくりに努める。

○働き方改革の観点から、医師・看護師の負担軽減のため、事務作業補助者の配置、病棟への薬剤師の配置や手術室への臨床工学技士の配置、医療業務のタスクシフティング等に取り組むとともに、時間外勤務の削減や有給休暇が取得しやすい職場にするため、人員配置や業務の見直し等に取り組む。

また、ワークライフバランスの確保及び職員の健康保持に取り組む。

イ 職員のやりがいや満足度の向上に向けて、職員満足度調査を実施するとともに、職員研修や職員提案制度の充実、人事評価制度の見直し等に取り組む。

<関連指標及び目標>

| 項目 | 法人本部・看護専門学校 | | 医療センター | | 八幡病院 | |
|-----------|-------------|----------|---------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 職員満足度調査結果 | 3.3点 | 3.5点 | 3.0点 | 3.4点 | 3.0点 | 3.4点 |
| 看護師の離職率 | — | — | 8.1% | — | 8.8% | — |

※ 全職員を対象にアンケートを実施。各項目について5段階で評価

※ 看護師の離職率＝当年度退職者数÷当年度平均常勤職員数（（年度当初数＋年度末数）÷2）×100

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 財務基盤の安定化

ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長をいかした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させる。

財務基盤の安定化に当たっては、経営課題を明確にし、中長期的な収支管理に取り組むとともに、月次決算等の経営情報をきめ細かく把握し、部門別の目標達成状況の分析を行うことにより、経営情報を法人全体で共有する。

また、そうした情報を法人全体で共有するとともに、部門ごとの目標達成状況を適宜確認する等、目標管理による病院運営体制を確立する。

イ 中期目標期間中に単年度の経常収支の黒字（経常収支比率100%以上）を実現する。

<関連指標及び目標>

| 項目 | 法人全体 | | 医療センター | | 八幡病院 | |
|---------------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|
| | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
| 経常収支 | 1,533百万円 | 214百万円 | 1,225百万円 | 569百万円 | 881百万円 | 337百万円 |
| 経常収支比率 | 105.0% | 100.6% | 106.3% | 102.7% | 108.2% | 103.1% |
| 修正医業収支比率 | 81.6% | 97.3% | 90.6% | 101.1% | 65.3% | 89.5% |
| 材料費の対修正医業収益比率 | 31.0% | 28.4% | 34.7% | 32.4% | 21.5% | 19.8% |
| 入院単価 | 70,772円 | 79,397円 | 74,285円 | 85,500円 | 64,529円 | 70,139円 |
| 外来単価 | 23,005円 | 23,034円 | 26,103円 | 28,283円 | 15,674円 | 14,012円 |

※ 経常収支＝経常収益（営業収益＋営業外収益）－経常費用（営業費用＋営業外費用）

※ 経常収支比率＝経常収益÷経常費用×100

※ 修正医業収支比率＝（入院収益＋外来収益＋その他医業収益）÷医業費用

※ 医療センターと八幡病院には、法人本部、看護専門学校の収支は含まない。

ウ 中期目標の期間における各年度の収支計画及び目標数値の見通しを立てる。

エ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れ、返済等、長期的な資金収支の均衡を図る。

○大規模な設備投資等については、資金の借入れ、返済等、長期的な資金収支に影響を与えることから、単年度実質収支の均衡、必要な年度末資金剰余の確保等に努める。

2 運営費負担金のあり方

法人としては、可能な限り自立した経営に努めることとするが、財務基盤の安定化に向けて医療センターと八幡病院の役割である政策医療の実施にかかる費用等については、国の基準に基づいて市の運営費負担金が適切に交付されるよう、市の支援を求めていく。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 看護専門学校の運営

ア 地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組む。

○市立病院との一体的運営という利点をいかし、講義、臨地実習等において、相互協力することにより、臨床看護及び教育の質を向上させる。

○地域の看護職の教育に貢献するため、可能な限り学校施設・設備及び教材の開放に努める。

○優秀な看護学生の確保に向けて、学生や社会人を対象としたオープンキャンパスを実施すると

ともに、学校訪問や説明会の開催等に取り組む。

○看護師の定着に向けて、卒業生に対するフォローアップ事業に取り組む。

イ 教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努める。

○教員については、市立病院看護部との人事交流により、看護教育に適性の高い人材の配置・育成に取り組む。

○教育環境の整備や学習教材の充実等に取り組むとともに、奨学金制度、授業料等、学生による費用負担のあり方について検討する。

<関連指標及び目標>

| 項目 | 令和4年度実績 | 令和10年度目標 |
|------------|---------|----------|
| 卒業生の就職・進学率 | 100% | 100% |

※ 卒業生の就職・進学率 = (看護師就職者数 + 進学者数) ÷ 卒業生数 × 100

ウ 将来的な看護専門学校のあるり方については、市内の看護師の需給状況や関係機関の動向を踏まえ、市と法人で十分協議する。

2 施設・設備の老朽化対策

ア 大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議する。

イ 医療センターについては、建築後30年以上を経過し著しく老朽化していることから、建て替えに要する期間が長期間となること等を考慮し、早急に建て替えを含め広く検討する。

検討に際しては、今後担うべき市立病院の役割や機能について、将来の人口減少や少子高齢化の更なる進展といった医療需要の変化を踏まえつつ、市と十分に連携を図りながら協議を進める。

○検討の基本となる医療センターのあるり方については、求められる適切な機能や規模について、外部有識者を含めた検討会等を市と共同で設置し、地域医療構想や地域における同病院の果たすべき役割を踏まえつつ、市と十分に連携を図りながら協議を進める。

○特に周産期医療、感染症医療、災害時における医療等の政策医療に関わる事案については、市全体で検討される将来的なあり方を踏まえる必要があるため、市と緊密に連携しながら市全体の枠組みの中でその実施体制を検討する。

3 デジタル化への対応

ア 電子カルテ、マイナンバーカードの健康保険証利用等の各種情報システム等を活用し、医療の質の向上や病院経営の効率化を図る。

○AIやRPAを活用した業務の効率化等、医療分野におけるDXを推進し、医療の質を高めるとともに働き方改革の推進を図る。

○電子カルテの共通化をはじめ、両病院で採用する医療機器等の規格の統一、ペーパーレス化等により、医療の質や患者サービスの向上及びコスト削減につながる取組を推進する。

○マイナンバーカードによる健康保険証の資格確認等、医療分野におけるマイナンバーカード・マイナポータル等の個人認証基盤を活用した取組を推進する。

イ 患者に対し、マイナンバーカードの健康保険証利用促進に取り組む。

4 市政への協力

- ア 市が進める保健・医療・福祉・介護に関する施策については、積極的な役割を果たす。
- イ 災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、北九州市地域防災計画、北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たす。
- ウ その他市からの協力要請については、積極的に対応する。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和6年度から令和10年度まで）

単位：（百万円）

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | 33,117 | 33,173 | 33,487 | 33,879 | 36,418 |
| 営業収益 | 31,288 | 31,999 | 32,233 | 32,703 | 32,712 |
| 医業収益 | 28,280 | 28,620 | 28,885 | 29,373 | 29,639 |
| 運営費負担金収益 | 2,877 | 3,253 | 3,223 | 3,205 | 2,947 |
| 補助金収益 | 67 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| その他 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| 営業外収益 | 489 | 493 | 491 | 488 | 484 |
| 運営費負担金収益 | 53 | 56 | 54 | 51 | 48 |
| その他営業外収益 | 437 | 437 | 437 | 437 | 437 |
| 臨時利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資本的収入 | 1,340 | 681 | 763 | 688 | 3,221 |
| 長期借入金 | 1,309 | 650 | 732 | 657 | 3,191 |
| その他資本収入 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| 支出 | 33,564 | 33,581 | 33,769 | 33,569 | 36,192 |
| 営業費用 | 30,358 | 30,441 | 30,449 | 30,513 | 30,547 |
| 医業費用 | 29,502 | 29,580 | 29,589 | 29,653 | 29,688 |
| 給与費 | 15,411 | 15,443 | 15,427 | 15,413 | 15,399 |
| 材料費 | 9,063 | 9,104 | 9,128 | 9,208 | 9,255 |
| 経費 | 4,919 | 4,923 | 4,923 | 4,923 | 4,923 |
| その他 | 109 | 111 | 111 | 111 | 111 |
| 一般管理費 | 650 | 653 | 653 | 653 | 652 |
| 給与費 | 370 | 371 | 371 | 370 | 370 |
| 経費 | 269 | 269 | 269 | 269 | 269 |
| その他 | 11 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| その他 | 206 | 208 | 207 | 207 | 207 |
| 営業外費用 | 413 | 425 | 418 | 410 | 397 |
| 臨時損失 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 資本的支出 | 2,788 | 2,709 | 2,897 | 2,641 | 5,243 |
| 建設改良費 | 1,462 | 797 | 847 | 740 | 3,274 |
| 償還金 | 1,300 | 1,886 | 2,024 | 1,875 | 1,943 |
| その他支出 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 |

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致していないものがある。

（注2）期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

○人件費の見積総額

期間中総額79,679百万円を見込む。

なお、該当金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

○運営費負担金の算出基準（考え方）

感染症医療、周産期医療、小児救急を含む救急医療及び災害時における医療等の政策医療の提供に要する経費等については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和6年度から令和10年度まで）

（単位：百万円）

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収益の部 | 31,812 | 32,527 | 32,759 | 33,226 | 33,232 |
| 営業収益 | 31,349 | 32,061 | 32,295 | 32,765 | 32,774 |
| 医業収益 | 28,236 | 28,576 | 28,840 | 29,328 | 29,594 |
| 運営費負担金収益 | 2,877 | 3,253 | 3,223 | 3,205 | 2,947 |
| 補助金等収益 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| 資産見返負債戻入 | 110 | 106 | 106 | 106 | 106 |
| その他 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| 営業外収益 | 463 | 466 | 464 | 461 | 458 |
| 運営費負担金収益 | 53 | 56 | 54 | 51 | 48 |
| その他営業外収益 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 |
| 臨時利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 費用の部 | 33,107 | 33,005 | 32,947 | 32,896 | 33,023 |
| 営業費用 | 32,707 | 32,588 | 32,538 | 32,494 | 32,634 |
| 医業費用 | 30,512 | 30,363 | 30,298 | 30,270 | 30,401 |
| 給与費 | 15,445 | 15,427 | 15,412 | 15,397 | 15,384 |
| 材料費 | 8,240 | 8,278 | 8,300 | 8,372 | 8,415 |
| 経費 | 4,512 | 4,512 | 4,512 | 4,512 | 4,512 |
| 減価償却費 | 2,209 | 2,039 | 1,968 | 1,882 | 1,983 |
| その他 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 |
| 一般管理費 | 691 | 698 | 706 | 679 | 680 |
| その他 | 1,504 | 1,528 | 1,533 | 1,545 | 1,553 |
| 営業外費用 | 394 | 411 | 405 | 396 | 383 |
| 臨時損失 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 純利益 | ▲1,294 | ▲478 | ▲188 | 331 | 209 |

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致していないものがある。

（注2）期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

3 資金計画（令和6年度から令和10年度まで）

（単位：百万円）

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 資金収入 | 38,048 | 37,656 | 37,562 | 37,672 | 40,520 |
| 業務活動による収入 | 31,777 | 32,492 | 32,724 | 33,191 | 33,196 |
| 診療業務による収入 | 28,280 | 28,620 | 28,885 | 29,373 | 29,639 |
| 運営費負担金による収入 | 2,930 | 3,309 | 3,277 | 3,256 | 2,995 |
| 補助金等による収入 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| その他の業務活動による収入 | 503 | 499 | 499 | 499 | 499 |
| 投資活動による収入 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| 運営費負担金による収入 | — | — | — | — | — |
| その他の投資活動による収入 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| 財務活動による収入 | 1,309 | 650 | 732 | 657 | 3,191 |
| 長期借入金による収入 | 1,309 | 650 | 732 | 657 | 3,191 |
| その他の財務活動による収入 | — | — | — | — | — |
| 前事業年度からの繰越金 | 4,931 | 4,484 | 4,076 | 3,793 | 4,103 |
| 資金支出 | 38,048 | 37,656 | 37,562 | 37,672 | 40,520 |
| 業務活動による支出 | 30,776 | 30,872 | 30,873 | 30,928 | 30,949 |
| 給与費支出 | 15,781 | 15,814 | 15,798 | 15,783 | 15,769 |
| 材料費支出 | 9,063 | 9,104 | 9,128 | 9,208 | 9,255 |
| その他の業務活動による支出 | 5,932 | 5,954 | 5,947 | 5,938 | 5,925 |
| 投資活動による支出 | 1,488 | 823 | 873 | 766 | 3,299 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 1,462 | 797 | 847 | 740 | 3,274 |
| その他の投資活動による支出 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| 財務活動による支出 | 1,300 | 1,886 | 2,024 | 1,875 | 1,943 |
| 長期借入金の返済による支出 | 602 | 1,185 | 1,342 | 1,239 | 1,310 |
| 移行前地方債償還債務の償還による支出 | 698 | 701 | 682 | 636 | 633 |
| その他の財務活動による支出 | — | — | — | — | — |
| 翌事業年度への繰越金 | 4,484 | 4,076 | 3,793 | 4,103 | 4,328 |

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致していないものがある。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

5,000百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

ア 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応

イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第 8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第 9 重要な財産の譲渡又は担保に供する計画

なし

第 10 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発のための研修や教育等に充てる。

第 11 料金に関する事項**1 料金**

病院等の料金については、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法並びに、健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

- (2) 前号により難いときは、別に理事長が定める額とする。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減免又は免除することができる。

第 12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項**1 施設及び設備に関する計画**

| 施設及び設備内容 | 予定額 | 財源 |
|--------------|------------|------------|
| 病院施設、医療機器等整備 | 7, 120 百万円 | 市からの長期借入金等 |

2 人事に関する計画

医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、組織及び職員配

置のあり方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。

3 中期目標の期間を超える債務負担

(単位：百万円)

| 項目 | 中期目標期間償還額 | 次期以降償還額 | 総債務償還額 |
|------------|-----------|---------|--------|
| 移行前地方債償還債務 | 3,351 | 9,435 | 12,786 |
| 長期借入金償還債務 | 5,678 | 6,082 | 11,760 |
| 計 | 9,029 | 15,517 | 24,546 |

4 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発のための研修や教育等に充てる。